

東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費）補助金交付要綱 新旧対照表

※ 赤が改正箇所

改正案	現行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 同一の補助事業者に対する補助金の交付回数は、年度毎に1回までとする。ただし、既に本補助金の交付が決定した震災等関連学習とは参加する児童又は生徒が異なる震災等関連学習であって、第1項ただし書きに該当しないものを実施する場合に限り、当該震災等関連学習の実施毎に交付できるものとする。</u></p> <p>第4条 規則第4条第1項の申請書は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、<u>伝承館への来館日から起算して10日前まで</u>とする。</p> <p>2 規則第4条第2項の書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）見積書・実績額証明書（様式第2号）及び</u>バス経費の見積書の写し（バス事業所等が発行したもの）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。</p> <p>(1) <u>補助金の額の20%以内の減額をすること。</u></p> <p>(2) 補助対象経費の20%以内の減額又は<u>補助金の額</u>の変更を伴わない増額をすること。</p> <p>(3) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。</p> <p>第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金変更（中止）承認申請書（様式第<u>3</u>号）を提出しなければならない。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>第3条</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4条 規則第4条第1項の申請書は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、<u>知事が別に定める日</u>とする。</p> <p>2 規則第4条第2項の書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) _____ バス経費の見積書の写し（バス事業所等が発行したもの）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のいずれかの場合とする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) 補助対象経費の20%以内の減額又は<u>補助金交付申請額</u>の変更を伴わない増額をすること。</p> <p>(2) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をすること。</p> <p>第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金変更（中止）承認申請書（様式第<u>2</u>号）を提出しなければならない。</p>

第7条 (略)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）完了報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）見積書・実績額証明書（様式第2号）及びバス経費の請求書又は領収書又は実績額を証する書類の写し（バス事業所等が発行したもの）

(3) 本補助金以外の補助金等を併用した場合は、当該補助金等の実績報告書又は補助金等の額の確定通知書又は補助実績額を証する書類の写し

(4) (略)

2 (略)

3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費財及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に提出しなければならない。

4 (略)

第10条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略することができるものとする。

2 (略)

第11条～第12条 (略)

第7条 (略)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）完了報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(1) (略)

(2) _____
_____ バス経費の請求書又は領収書 _____ の写し
(バス事業所等が発行したもの)

(3) 本補助金以外の補助金等を併用した場合は、当該補助金等の実績報告書又は補助金等の額の確定通知書 _____ の写し

(4) (略)

2 (略)

3 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費財及び地方消費税仕入控除額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に提出しなければならない。

4 (略)

第10条 補助事業者は、規則第14条の規定による補助金額確定の通知を受けたときは、速やかに東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業（バス経費補助）補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金確定額が規則第5条に規定する交付決定額と同額の場合は、通知を省略することができるものとする。

2 (略)

第11条～第12条 (略)

附 則

この要綱は、令和3年6月22日から施行する。ただし、施行日から1か月間は改正前の様式による申請を認める。

附 則
